

官報號外

大正八年三月二十一日 金曜日

印 刷 局

第四十一回 帝國議會衆議院議事速記錄第二十六號

大正八年三月二十日(木曜日)午後一時九分開議

議事日程

午後一時開議

第一 朝鮮輕便鐵道補助法案(政府提出)

(第一讀會)

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(委員長報告)

第三 和氣神社昇格ニ關スル建議案(小橋藻三衛

(委員長報告)

第四 君外八名提出)

(委員長報告)

第五 朝鮮及臺灣ノ產米增殖ニ關スル建議案(收

(委員長報告)

第六 山耕藏君外十名提出)

(委員長報告)

第七 新聞紙法改正ニ關スル建議案(松田源治君

(委員長報告)

第八 外十二名提出)

(委員長報告)

第九 寺野川改修ニ關スル建議案(岩崎勲君外一名

(委員長報告)

第十 提出)

(委員長報告)

第十一 農業政策ニ關スル建議案(赤間嘉之吉君提出)

(委員長報告)

第十二 陸軍下士卒優遇ニ關スル建議案(高田耘平

(委員長報告)

君提出)

(委員長報告)

第十三 北海道拓殖完成ニ關スル建議案(寺田省蹄

(委員長報告)

君外二名提出)

(委員長報告)

第十四 發電用水利權ノ法規制定ニ關スル建議案

(石原正太郎君外一名提出)

(委員長報告)

第十五 (君外三名提出)

(委員長報告)

第十六 水產業統一機關設置ニ關スル建議案(西川太治郎君外五名提出)

(委員長報告)

第十七 水產銀行設立ニ關スル建議案(鶴澤宇八君外二名提出)

(委員長報告)

第十八 (特別報告第百五十四號)葉煙草耕作

(委員長報告)

第十九 (特別報告第百六十三號)航空事業國庫補助ノ請願

(委員長報告)

第二十 (特別報告第百六十四號)大任村ニ郵便局設置ノ請願

(委員長報告)

第二十一 (特別報告第百六十五號)皆瀬郵便局ニ集配並電信事務開始ノ請願

(委員長報告)

第二十二 (特別報告第百六十六號)濱田郵便局ニ電信事務開始ノ請願

(委員長報告)

第二十三 (特別報告第百六十七號)枝幸村字音標ニ郵便局新設ノ請願

(委員長報告)

第二十四 (特別報告第百六十八號)吉城郡ヘ配達スル小包郵便物遞送線路變更ノ請願

(委員長報告)

第二十五 (特別報告第百六十九號)坂上郵便局ト幸野郵便局トノ間ニ遞送開始ノ請願

(委員長報告)

第二十六 (特別報告第百七十號)日本海横斷航路ヲ七星港ニ延長ノ請願

(委員長報告)

- 第二十七 (特別報告第百七十一號)茅沼ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十八 (特別報告第百七十二號)東國分郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第二十九 (特別報告第百七十三號)中和郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三十 (特別報告第百七十四號)大崎村字大崎ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十一 (特別報告第百七十五號)東太良郵便局ニ集配事務取扱開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三十二 (特別報告第百七十六號)山崎郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第三十三 (特別報告第百七十七號)木下郵便局ニ特設電話設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十四 (特別報告第百七十八號)田平村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

- 第三十五 (特別報告第百七十九號)膝折村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十六 (特別報告第百八十五號)鶴川村ニ登記所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十七 (特別報告第百八十六號)人舞村字清水ニ登記所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十八 (特別報告第百八十七號)日野春村ニ登記所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十九 (特別報告第百八十八號)喜連川町外ニ箇村ヲ宇都宮區裁判所管轄ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第四十 (特別報告第百八十九號)大野村大字黒野ニ登記所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四十一 (特別報告第百九十一號)盲啞教育令發布ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第四十二 (特別報告第百九十二號)公立盲啞學校設置ノ請願外十九件 (委員長報告)
- 第四十三 (特別報告第百九十三號)三陸沿岸鐵道敷設ノ請願外三件 (委員長報告)
- 第四十四 (特別報告第百九十四號)八戸、久慈間輕便鐵道延長ノ請願 (委員長報告)
- 第四十五 (特別報告第百九十五號)天鹽線速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四十六 (特別報告第百九十七號)弘前、田代間輕便鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四十七 (特別報告第百九十八號)天鹽線速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四十八 (特別報告第百九十九號)原田書記官朗讀
- 議長(大岡育造君)諸般ノ報告ガアリマス
- 一昨十九日政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
- 北海道拓殖鐵道補助ニ關スル法律案
- 一去十八日議員ヨリ提出シタル議案左ノ如シ
- 農業政策ニ關スル建議案
- 提出者高田耘平君

ノ第一國際聯盟上人種ノ待遇ニ關シ、政府ハ如何ナル種類ノ提議ヲ爲セリヤ、此事實如何、第二ニ政府ハ一旦提議セント決心シタル以上ハ、飽マデモ是カ貫徹ヲ期スルノ確信アリヤ、第三ニ右提議ニ先タシテ、政府ハ英米兩國ノ如キ特殊ノ關係アル政府ト豫メ隔意ナキ協議ヲ遂ゲテ、遺憾ナキ豫備行動ヲ取リシヤ否ヤ、人種待遇問題ニ就キマシテハ、政府ハ此内閣ヲ組織セラレタケラ以來、一定ノ騒ガ無カタヤウテアリマス、唯、國論ガ此問題ニ就キマシテ然トシテ起ルニ會ヒ、忽チ此國論ニ順應センガ爲メニ、何等カノ案ヲ講ゼラレタヤウデアリマス、尤モ國際聯盟案ガ成立スル以上ハ、日本人ガ世界ニ於ケル聯合與國トシ、五大強國ノ中ニ入ラヘ居ル、又一定ノ文化ノ程度ノ進ンダ國民デアル、此者ガ他ノ四大強國ノ國民ト同一ノ特權ヲ有シ、待遇ヲ受ケルニ致ルコトヲ望ムノハ、國民一般ガ非常ニ期待シ居ル點デアリマス、殊ニ今日政府側ニ頻リニ申サレル所ニ依リマスルト、人種差別撤廢ノ議ヲ提倡シテ、其主張ヲ貫徹セントスル志ガアルサウデアル、或ハ又人種差別ハ申サナイカ、門戸開放ヲ主張スル考デアル、兎ニ角政府ノ此問題ニ對セラレル名目ハ何レト致シマシテモ、何等カ茲ニ一種ノ提案ヲ爲サント云フコトヲ考ヘラレテ居ルコトハ事實デアリマス、我講和委員ノ牧野男ハ、二月十三日巴里ノ電報ニ依リマスルト、講和全權委員ノ懇話會ノ席ニ於テ、國際聯盟ヲ爲ス以上ハ、移民條項ニ人種的ノ差別ヲ設ケルコトヲ得ナイト云フ事ヲ、規定ヲシタイト云フコトヲ述ベラレタノデアリマシタ、所ガ何者モ之ニハ贊成シナカタト云フ、狀態デアリマスル、事實ヲ承リマスルト、米國大統領「ウヰルソン」ハ、主義トシテ贊成ノ意ヲ漏シタ、又英國外相「バルフォア」君ハ、此提議ハ甚ダ成立ニ困難ナルヲ說イタト云フコトデアル、又佛國ノ「クレマンソー」君ハ、同ジク困難ナルコトヲ說イタト云フコトデアリマス、サウシマスルト、此人種問題ハドウナシテ居ルノデアルカ、成程政府ハ仰シヤルカモ知レヌ、牧野男ノ非公式ノ席ノ言葉デアル、政府ハ之ニ對シテハ何モ責任ハ無ノデアル、公式ノ會合デナイノデアルトスウ仰シヤルカモ知レマセヌガ、一體全權委員ナル者ハ、何レニ於テ發言サルノデアルカ、政府ハ仰シヤルト私ノ席タルトヲ問ハズ、帝國ノ政府モ直サス公開ノ席タルトヲ問スルノ代表シ、國民ヲ代表シタル意義ニ歸スルトヲ問ハズ、然ルニ講和委員ハ、唯、贊成者ガ無カタカラニテ、之ヲ將來ニ保留スルト云フ一語ヲ殘シテ其席ハ終シタムト云フコトハ、實際如何ナル事デアルカ、政府ハ初カラ徹底的ニ是ガ目的ヲ達スルト云フ御考ハ無カタノデアルカ、又實際承リマスルト、人種差別撤廢ハナリ、門戸開放主義ヲ言フノデアル、成程最近ノ米國ノ電報ヲ見マスルト石井大使ハ人種差別撤廢ヲ主張セラレタ、併ナガラ勞働問題ト云フコトハ、實際如何ナル事デアル、斯ウ云フ趣旨ノ御演説デアタヤウデアル、之ニ就キマシテモ、米國ニ於テハ甚ダルカ、又内地ニ於テハ如何デアリマスカ、新聞紙ノ傳フル所ニ依レバ、既二人種差別、此問題ニ就テハ何所マデモ門戸開放主義ニ依ル、之ヲ講和會議ノ議題ト

スルト云フ決心ヲ以て、政府ハ十五日西園寺候ニ電報ヲ發シテ、サウシテ協商與國下隔意ナイ交渉ヲ遼ゲル努力中デアル、此事實ハ實際ニゴザイマスルカ、單ニ風説ニ止リマスルカ、之ヲ穿鑿スル必要ハゾガミセヌガ、免モモヨ。政府ハ此問題ニ就テ、何等カノ解決ヲシタイト云フ考ハアルヤウデアル、唯、初二ハ漫然ト移民條項ニ差別的待遇ヲ規定スルト云フコトハ、不可デアルト云フコトヲ言シテ置キナカラ、今日ハレバ復タ他ノ意見ヲ出シテ居ル、講和會議ノ如キ重大ナル會議ニ於テ、斯ノ如キ過度ナル不徹底ナル所ノ考ヲ以て、帝國ノ主張ガ貫徹サル、ト云フ事ハ、吾ニハ信ゼント欲シテモ考ガ無クシテ、唯、事ニ臨ンデ一ツノ説ヲ出シ、又ソレが破レバ復タ他ノ意見ヲ出シテ居ル、講和會議ノ如キ重大ナル移民條項トハ、未だ交渉デアル、サウシテ門戸解放主義ノ下ニ種待遇ヲ迫ルノデアル、サウスルト政府ハ初カラ一定ニベシハ漫然ト移民條項ニ差別的待遇ヲ規定スルト云フコトハ、不可デアルト云フコトヲ言シテ置キナカラ、今日ハレバ復タ他ノ意見ヲ出シテ居ル、講和會議ノ如キ重大ナル會議ニ於テ、斯ノ如キ過度ナル不徹底ナル所ノ考ヲ以て、帝國ノ主張ガ貫徹サル、ト云フ事ハ、吾ニハ信ゼント欲シテモ考ジ得ザルモノニアリマス、一體此交渉ヲ開イテ聯盟案ヲ作ル會議ニ於テ、其一箇條ニ入レントスルナラバ、初ヨリ最モ關係ノ多イ所ノ英國或ハ米國ト隔意ナキ交渉ヲ遂ゲテ、サウシテ其承諾ヲ得テ、サウシテ之ヲ會議ニ出シテ多數ノ賛成ヲ得テ、サウシテ成立スルト云フダケノ見込ガ立タナケレバ、ナラヌ、政府ハ是ダケノ準備行爲ヲ手落ナクヤラレタノデアルカラドウカ、牧野男ガ懇話會ノ席上デ發言スルト、ソレガ直グ立消ニナシテシマウ、サウ云フヤウナ事デハ、速モ遺憾ナキ折衝ガアクトト云フコトハ、吾ニハ見ルコトハ出来ナイモノデアル、殊ニ此移民問題、人種問題、之ヲ提供スルニ至リマスト米國ガ反對スルト云フコトハ、是ハ年來ノ曰米ノ關係上當然ノ事デアル、千九百十二年ノ大統領「タフト」君ノ演説ヲ見マシテモ移民問題ハ國內ノ問題デアル、外國ト折衝スペキモノハナイ、又昨年ノ夏英帝國ノ會議ヲ見マシテモ印度人ノ待遇ノ問題ニ就テ、植民地ハ各意見ヲ異ニシテ居ル實際デアル、サウシテ此問題ハ解決スルコトヲ好マナイト云フ状態アリマス、左様ニ關係ニゴザイマスカラ、英國ニ於テモ移民問題ニ就テハ、甚ダ諭論ガ多イノデアリマス、今日マデ之ヲ解決スルダケノ順序ニハナシテ居ラヌ、殊ニ加奈太或ハ濱州ニ於テキマシテハ此亞細亞人ヲ排斥スルト云フコトハ、今日マデノ是ガ重大ナル事件アリマス、朝ニシテ之ヲヘルコトハ、餘程重大ノ理由ガ茲ニ無ケレバナラナイ、其等ノ事ハ我講和全權委員ニ於テガ、能ク御承認ナラナケレバナラヌノアリマス、然ル漫然ト説ヲ唱ヘ、サウシテ其説ガ成立タナイ、今度ハ又手ヨ變ヘテ一ツ案ヲ出シテ見ヤウ、外務當局ノ談トシテ新聞ニ載シテ居ル所ヲ見マスト、當初ノ所信ヲ貫徹スルト云フ御宣言デアリマスガ、アリマスカラ、是等ノ點ニ就テ、政府ハ明瞭ナル所ノ説明ヲ爲サレ、此人種問題ニ對スル政府ノ確信ヲ御述ニナリタ、伊豆思フノアリマス、又今日マデノ見マスルト、政府ガ重大ナル案件ニ就テ、豫備行動ヲ執ラナクシテ出來タ例ハ無イナデアル、サウスレバ政府ナルモノハ、唯、國民ガ議論ヲシテ

ニ對シ「レアリン」大佐ヲシテ日本參謀部ニ赴カシメ、峰起セルモノハ過激派ナリヤ、或ハ哥薩克兵ノ行ヒレ、慘虐ナル行爲ニ對スル、自衛上單ニ武裝セルニ止マレル一般人ノ群集ナリヤヲ質サシメタ、將軍ハ單ニ迫害ト暴行トニ抵抗セル民衆ニ對シ、米國軍隊ヲ使用スルコトヲ得ズト答ヘタト云フコトデアル、サウ致シマスト、日本軍隊ノ行動ト米國軍隊ノ行動トハ、協調ガ維持出來テ居ラナイト云フコトニナルノテアル、政府ハ出兵ノ目的駐屯軍ノ目的ト相反セル所ノ行動ヲ我ガ忠勇ナル軍隊ニ強ヒテ、サウシテ斯ノ如キ所ノ忍ビザル所ノ結果ニ陥ラシメテ居ルノデアル、拍手起ル吾ヒ日本軍隊ガ、其目的帝國政府ノ目的ニ合シテ行動ヲスルコトヲ望ムモノニアリマスガ、帝國政府ノ目的ト反スル行動ヲ出先ノ部隊ノ司令官カヤルニ至テハ、吾ヒ之ヲ看過スルコトハ出來ナインアリマス（拍手起ル）政府ハ其本來ノ目的ニ鑑ミテ、出征軍隊ナシテ政府既定ノ方針ニ適合セシムルノ意思ハ無イノデアルカ、今日ノ如キ出征軍隊ノ振舞デハ、露國人ノ反感ヲ惹起セシメ、サウシテ又聯合與國カラ種々様ニ疑フ受ケル、何カ日本ハ領土的野心デモアルノデナシカ、而シテ中ヒ高キ所ノ犠牲ヲ拂テ居ル、是ハ國民ノ忍ビ得ザル所ニアリマス、又其出兵ノ數、今日現在駐屯シテ居リマスル所ノ日本軍ノ兵數ハ、何ヲ標準ト致シテ定メタモノデアルカ、君ノ意見ハ撤兵セヨト云フノカ（ト呼フ者アリ）寺内内閣ハ漫然ト七万五千ノ出兵ヲ致シ、サウシテ米國トノ協調モ全ク無カタヤウデアル（何が漫然ダト呼フ者アリ）ソコデ其出征軍隊ハ如何デコザイース（何が漫然ダト呼フ者アリ）

○議長（大岡育造君） 静肅ニ願ヒマス

○小寺謙吉君 其軍紀或ハ風紀、是等ノ點ニ就キマシテ、缺クル所ガ甚ダ多カタノデアル、（他人ニ書イテ貰シタ原稿ハ駄目ダ）下呼フ者アリ現内閣ハ内閣ヲ組織セラレテ以來（自ラ書イテヤレ）「オ前ト達フ」「好イ取組ダト呼フ者アリ」大部分ヲ引揚ゲラレ、サウシテ一万三四千ノ數ニ之ヲ減少セラレタノデアル、此二万三千ノ兵數ナルモノハ、何ヲ標準トシテ定メラレタノデアルカ、單ニ地方ノ警備鐵道線路ト、日本人及聯合與國人ノ生命財産ノ保障デアルナラバ、或ハ尙ホ一層減少スル餘地アルカモ知ラナイ、又政府ハ今一層此駐屯軍ノ兵數ヲ減ズルノ意思ハ無イノデアルカ、強テ過激派ノ如キ者ヲ討伐シ、或ハ又過激派ニ非ガスノ如キ事ガ果シテ正當ナル所ノ解釋ナルカ、又聯合與國ガスノ如キ考ヲ持テ居ルノデアルカ（議會始テカラ原稿ノ數が一番多いト呼フ者アリ）近頃西伯利カラ歸タ者曰ノ實際ナリマス（ノウ）（ト呼フ者アリ）哥薩克ニ非ガルモノハ、總子過激派ノ如ク解釋ヲ致シテ居ルノデアル、キマヘルド、日本軍ノ多く撤退セラレタ處程、露國人ハ日本ニ對シテ正面問題、露國人ハ一種ノ恩感ヲ懷イテ居ルト云フコトアル（ノウ）飛シテモナイコトヲ言フ（馬鹿ナコ

ト言フナ）ト呼フ者アリ、然ラバ政府ハ今一段ト此駐屯セラモノハ過激派ナリヤ、或ハ哥薩克兵ノ行ヒレ、慘虐ナル行爲ニ對スル、自衛上單ニ武裝セルニ止マレル一般人ノ群集ナリヤヲ質サシメタ、將軍ハ單ニ迫害ト暴行トニ抵抗セル民衆ニ對シ、米國軍隊ヲ使用スルコトヲ得ズト答ヘタト云フコトデアル、サウ致シマスト、日本軍隊ノ行動ト米國軍隊ノ行動トハ、協調ガ維持出來テ居ラナイト云フコトニナルノテアル、政府ハ出兵ノ目的駐屯軍ノ目的ト相反セル所ノ行動ヲ我ガ忠勇ナル軍隊ニ強ヒテ、サウシテ斯ノ如キ所ノ忍ビザル所ノ結果ニ陥ラシメテ居ルノデアル、拍手起ル吾ヒ日本軍隊ガ、其目的帝國政府ノ目的ニ合シテ行動ヲスルコトヲ望ムモノニアリマスガ、帝國政府ノ目的ト反スル行動ヲ出先ノ部隊ノ司令官カヤルニ至テハ、吾ヒ之ヲ看過スルコトハ出來ナインアリマス（拍手起ル）政府ハ其本來ノ目的ニ鑑ミテ、出征軍隊ナシテ政府既定ノ方針ニ適合セシムルノ意思ハ無イノデアルカ、今日ノ如キ出征軍隊ノ振舞デハ、露國人ノ反感ヲ惹起セシメ、サウシテ又聯合與國カラ種々様ニ疑フ受ケル、何カ日本ハ領土的野心デモアルノデナシカ、而シテ中ヒ高キ所ノ犠牲ヲ拂テ居ル、是ハ國民ノ忍ビ得ザル所ニアリマス、又其出兵ノ數、今日現在駐屯シテ居リマスル所ノ日本軍ノ兵數ハ、何ヲ標準ト致シテ定メタモノデアルカ、君ノ意見ハ撤兵セヨト云フノカ（ト呼フ者アリ）寺内内閣ハ漫然ト七万五千ノ出兵ヲ致シ、サウシテ米國トノ協調モ全ク無カタヤウデアル（何が漫然ダト呼フ者アリ）ソコデ其出征軍隊ハ如何デコザイース（何が漫然ダト呼フ者アリ）

○議長（大岡育造君） 静肅ニ願ヒマス

○小寺謙吉君 其軍紀或ハ風紀、是等ノ點ニ就キマシテ、缺クル所ガ甚ダ多カタノデアル、（他人ニ書イテ貰シタ原稿ハ駄目ダ）下呼フ者アリ現内閣ハ内閣ヲ組織セラレテ以来（自ラ書イテヤレ）「オ前ト達フ」「好イ取組ダト呼フ者アリ」大部分ヲ引揚ゲラレ、サウシテ一万三四千ノ數ニ之ヲ減少セラレタノデアル、此二万三千ノ兵數ナルモノハ、何ヲ標準トシテ定メラレタノデアルカ、單ニ地方ノ警備鐵道線路ト、日本人及聯合與國人ノ生命財産ノ保障デアルナラバ、或ハ尙ホ一層減少スル餘地アルカモ知ラナイ、又政府ハ今一層此駐屯軍ノ兵數ヲ減ズルノ意思ハ無イノデアルカ、強テ過激派ノ如キ者ヲ討伐シ、或ハ又過激派ニ非ガスノ如キ考ヲ持テ居ルノデアルカ（議會始テカラ原稿ノ數が一番多いト呼フ者アリ）近頃西伯利カラ歸タ者曰ノ實際ナリマス（ノウ）（ト呼フ者アリ）哥薩克ニ非ガルモノハ、總子過激派ノ如ク解釋ヲ致シテ居ルノデアル、キマヘルド、日本軍ノ多く撤退セラレタ處程、露國人ハ日本ニ對シテ正面問題、露國人ハ一種ノ恩感ヲ懷イテ居ルト云フコトアル（ノウ）飛シテモナイコトヲ言フ（馬鹿ナコ

ト言フナ）ト呼フ者アリ、然ラバ政府ハ今一段ト此駐屯セラモノハ過激派ナリヤ、或ハ哥薩克兵ノ行ヒレ、慘虐ナル行爲ニ對スル、自衛上單ニ武裝セルニ止マレル一般人ノ群集ナリヤヲ質サシメタ、將軍ハ單ニ迫害ト暴行トニ抵抗セル民衆ニ對シ、米國軍隊ヲ使用スルコトヲ得ズト答ヘタト云フコトデアル、サウ致シマスト、日本軍隊ノ行動ト米國軍隊ノ行動トハ、協調ガ維持出來テ居ラナイト云フコトニナルノテアル、政府ハ出兵ノ目的駐屯軍ノ目的ト相反セル所ノ行動ヲ我ガ忠勇ナル軍隊ニ強ヒテ、サウシテ斯ノ如キ所ノ忍ビザル所ノ結果ニ陥ラシメテ居ルノデアル、拍手起ル吾ヒ日本軍隊ガ、其目的帝國政府ノ目的ニ合シテ行動ヲスルコトヲ望ムモノニアリマスガ、帝國政府ノ目的ト反スル行動ヲ出先ノ部隊ノ司令官カヤルニ至テハ、吾ヒ之ヲ看過スルコトハ出來ナインアリマス（拍手起ル）政府ハ其本來ノ目的ニ鑑ミテ、出征軍隊ナシテ政府既定ノ方針ニ適合セシムルノ意思ハ無イノデアルカ、今日ノ如キ出征軍隊ノ振舞デハ、露國人ノ反感ヲ惹起セシメ、サウシテ又聯合與國カラ種々様ニ疑フ受ケル、何カ日本ハ領土的野心デモアルノデナシカ、而シテ中ヒ高キ所ノ犠牲ヲ拂テ居ル、是ハ國民ノ忍ビ得ザル所ニアリマス、又其出兵ノ數、今日現在駐屯シテ居リマスル所ノ日本軍ノ兵數ハ、何ヲ標準ト致シテ定メタモノデアルカ、君ノ意見ハ撤兵セヨト云フノカ（ト呼フ者アリ）寺内内閣ハ漫然ト七万五千ノ出兵ヲ致シ、サウシテ米國トノ協調モ全ク無カタヤウデアル（何が漫然ダト呼フ者アリ）ソコデ其出征軍隊ハ如何デコザイース（何が漫然ダト呼フ者アリ）

○議長（大岡育造君） 静肅ニ願ヒマス

○小寺謙吉君 其軍紀或ハ風紀、是等ノ點ニ就キマシテ、缺クル所ガ甚ダ多カタノデアル、（他人ニ書イテ貰シタ原稿ハ駄目ダ）下呼フ者アリ現内閣ハ内閣ヲ組織セラレテ以来（自ラ書イテヤレ）「オ前ト達フ」「好イ取組ダト呼フ者アリ」大部分ヲ引揚ゲラレ、サウシテ一万三四千ノ數ニ之ヲ減少セラレタノデアル、此二万三千ノ兵數ナルモノハ、何ヲ標準トシテ定メラレタノデアルカ、單ニ地方ノ警備鐵道線路ト、日本人及聯合與國人ノ生命財産ノ保障デアルナラバ、或ハ尙ホ一層減少スル餘地アルカモ知ラナイ、又政府ハ今一層此駐屯軍ノ兵數ヲ減ズルノ意思ハ無イノデアルカ、強テ過激派ノ如キ者ヲ討伐シ、或ハ又過激派ニ非ガスノ如キ考ヲ持テ居ルノデアルカ（議會始テカラ原稿ノ數が一番多いト呼フ者アリ）近頃西伯利カラ歸タ者曰ノ實際ナリマス（ノウ）（ト呼フ者アリ）哥薩克ニ非ガルモノハ、總子過激派ノ如ク解釋ヲ致シテ居ルノデアル、キマヘルド、日本軍ノ多く撤退セラレタ處程、露國人ハ日本ニ對シテ正面問題、露國人ハ一種ノ恩感ヲ懷イテ居ルト云フコトアル（ノウ）飛シテモナイコトヲ言フ（馬鹿ナコ

ル、此會期切迫ノ場合ニ於キマシテ、喋々ト此處ニ述ブルノハ「然リ」、「簡単々々ト呼フ者アリ甚ダ吾ミノ好マナイ所デアル、サルが故ニ私ハ此問題ニ就テハ述べマヌ、唯、參戰軍組織問題ニ就テ、英米二國ノ公使ハ、是ハ延期ヲ致シテハドウデアラカト云フコトヲ言テ居ル、然ルニ日本軍ハ、日本ノ公使ハドウ言ウテ居ルカ、前内閣ガ爲シタルガ故ニ、面目上之ヲ止メルコトガ出來ナイ、斯ノ如キ事ガ原因トナリマシテ、今日ノ不始末ヲ演ジテ居ル、是ガ實際ニアル、政府が和平統一ノ促進ヲ希望スルナラバ、既ニ前内閣ノ誤レル政策ヲ放棄シタ以上ハ、何が故ニ其和平統一ノ障碍トナルモノハ、政府ハ進ソレヲ除却シ、サウシテ和平促進ヲ計ルノ意志ハ無イ、アルカ、是ハ吾ミノ質問ノ大要アリマス、政府ハ今日マニ幾度ノ機會ガゴザイマシタガ、殊ニ民意ヲ尊重セラル所ノ政黨内閣デアル、今日ハ選舉權ヲ擴張シテ、愈、政黨ノ地盤ヲ造テレ、ソレガ爲ミニハ政黨ノ意見ヲ徹底的ニ宣傳シタ伊ト云フ所ノ内閣デアル、然ルニ今日至ルマ國際聯盟案ノ如キ重大ナル、或ハ其結果ガ日英同盟ニ重大ナル結果ヲ來ス、是等ニ就キマシモ、政府ハ何等國民ヲシテ其不安ヲ解カシメ、又國際聯盟成立ノ上ハ新シキ所ノ國際的ノ聲明ニ瓦ル——是等ニ就キマシテ安心ヲ與フル所ノ事ハセラレナインデアル、西伯利出兵問題ニ於キマシテモ、亦近頃ハ何カ御考ガ變ツタノヘナカラウカト云フコトモ聞クノデアル、又支那和平問題ニ就キマシテモ如何デアル、自ラ確信ガアルト唱ヘテ置キカガテ、一向結果カラ見マスルト出來ナイ、其裏面ニ這入テ見マスルト、矢張寺内内閣ノ誤レル政策、ソレヲ踏襲ヲ致シテ自ラ其禍ニ嵌ムテ居ルノデアル、成程現内閣ハ寺内内閣ノ繼續内閣デアル(ヒヤー)ト呼フ者アリ(サルガ故ニ外交調査會ニ於テシカルガ故ニト呼フ者アリ)彼ノ誤レル政策ヲ援ケラタル關係上、或ハ此改廢ガ急ニハ出來ナイカモ知レナイ(拍手スル者アリ)併ナカラ寺内内閣ニ代々タ所ノ原内閣ハ、民意ヲ尊重スル内閣デアリマス(ヒヤヒヤト呼フ者アリ)民意ヲ尊重セラル、以上ハ支那ノ和平促進問題ニ就テハ、總テ是マデノ官僚的内閣ガヤク所ノ總テノ誤レル政策ハ徹底的ニ拋棄セラレテ、新シキ所ノ政策ヲ徹底的ニ行ハレテハドウデアルカ、吾ミガ質問スルノハ此箇條デアリマス、今日ハ遺憾ナル事ニハ、先刻申シマシタヤウニ此責任者タル總理大臣ハ外務大臣ハ御出席ニ呆其抱負ニ就テ國民ヲ満足セシム所ノ明快ナル答辯ヲ與ヘランコトヲ、切ニ希望スル次第アリマス

(拍手起ル)

○吉植庄一郎君 唯今小寺君ノ御演説中ニシテ、議長大岡育造君(吉植庄一郎君)質問デスカ界ニ反響スベキ所ノ問題デアリテ、一大應質シテ置カナケレバナラヌト思ヒマス、小寺君ハ西伯利亞ニ於テ「質問ニ質問ハ許シマセヌ」演説者ニ質問スルノハ差支ナイ(ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 質問ニ質問ハ許サヌ例ニナシテ居リマス

〔前例ガアリマス「アリマセヌ」ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 別ニ質問ヲ爲ス前例ガアリマス

〔アリマセヌ」下呼フ者アリ〕現ニ四十議會ノ當時ニ於キマシテ、正木君ノ質問ニ對シテ私ガ質問ヲシテ、正木君カ取段ノ方法ヲ採ルコトニシテ

○廣岡宇一郎君 質問者ニ質問ヲ爲ス前例ガアリマス

〔アリマセヌ」下呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 演壇ニ於テ爲シタル質問ニ對シテ、質問ヲ爲シタル例ガアリマス(「廣岡君誰ガ發言ヲ許シタノデスカ」「オ前ハ誰ニ許サレタノダ」「オ前モ誰ニ許サレタ」「黙レ」「馬鹿」ト呼フ者アリ議場騒然)

○議長(大岡育造君) 御聽ヲ願ヒマス、唯今議長ノ記憶ニ依レバ、質問ニ質問ハ許サヌ例ト思ヒマスガ、併ナカラ是ハ重大ナ事デアルトシテ、議場ガ之ヲ許セバ差支ナインデアリマス、故ニ此際質問ヲ許スヘキヤ否ヤフ諸君ニ御説リ致シマス(「ノウ」「ト呼フ者アリ)許スペシトスル諸君ノ起立ヲ求メマス(拍手起ル)

○議長(大岡育造君) 起立者 多數

○議長(大岡育造君) 多數ト認メマス

〔少數「多數」「異議アリ異議アリ」「是ガ整々堂々戰々」「黙レ」「腰拔野郎」ト呼フ者アリ議場喧騒〕

○議長(大岡育造君) 静肅ニ願ヒマス——吉植庄一郎君

○議長(大岡育造君) 静肅ニ願ヒ

シ社債又ハ借入金ノ利率年七分未満ナルトキハ其ノ
利息額七分以上ナルトキハ社債又ハ借入金ニ對シ
年七分ニ相當スル額ヲ超エルコトヲ得
社債又ハ借入金ニ對スル補助ノ期間ハ社債ノ登記ノ
日又ハ借入ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ起算スルコトヲ得
第一條乃至第三條ノ規定ニ依ル益金、拂込
株金額及社債又ハ借入金ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ
依リ算出シタル金額ニ依ル

第五條 補助ヲ爲スヘキ輕便鐵道ハ二呎六吋以上/
軌間ヲ有スルモノ限ル
第六條 輕便鐵道ヲ經營スル會社力法令、法令ニ基キ
テ爲ス命令若ハ許可、補助ニ附シタル條件ニ違反シ
又ハ公益ヲ害スル行為ヲ爲シタルトキハ朝鮮總督ハ其
ノ補助ヲ停止又ハ廢止スルコトヲ得
第七條 詐欺ニ因リテ補助金ヲ受ケタルトキハ法定ノ
利息ヲ附シテ之ヲ償還セシム
前項ノ償還全ハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス
ルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
○齋藤桂次君 是ヨリ豫算委員會ヲ開キマスカラ、同委
員ノ御參集ヲ請ヒマス
〔政府委員鈴木穆君登壇〕

○政府委員鈴木穆君(朝鮮輕便鐵道補助法案ニ就キ
マシテ、私ヨリ御説明申上ゲマス、鐵道ノ普及ハ、朝鮮ノ開
發上最モ急務ト致ス所デアリマシテ、財政ノ許ス限り是ガ
敷設ニ付キマシテハ、寧ロ之ヲ民間ノ企業ニ依ル輕便鐵道
ヲ以テ、之ヲ獎勵致スコトヲ今日ノ急務ト考ヘテ居ルノデ
アリマス、此趣意ヲ以チマシテ、是マテ毎年ノ豫算ニ基キマ
シテ、別ニ命令ヲ以テ補助ヲ致シテ、居リマスノアリマスル
デ、此法案ヲ提出致シマシタル次第アリマス、ドウカ御審
議ノ上、御協賛アランコトヲ望マス
○議長(大岡育造君) 日程第二、右議案ノ審議ヲ付託ス
スペキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勳君 議長
○議長(大岡育造君) 岩崎勳君
○岩崎勳君 委員ノ數ヲ特ニ十八名トシ、議長ニ於テ指
名セラレントフ望マス
○議長(大岡育造君) 御異議ハアリマセヌカ
「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(大岡育造君) 御異議ガ無ケレバ、議長指名十
八名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ

○議長(大岡育造君) 議長
○岩崎勳君 議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シ
マス、即チ茲ニ一、北海道拓殖鐵道補助ニ關スル法律案、
政府提出第一讀會二、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉三、政府提出醫師法中改正法律案、貴族院送付
案アリマス、第一讀會四、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委
員ノ選舉五、大正四年法律第十六號中改正法律案、第
一讀會ノ續委員長ノ報告六、政府提出阿片法中改正
法律案第一讀會ノ續委員長ノ報告七、貴族院提出史
蹟名勝天然紀念物保存法案、第一讀會ノ續委員長ノ報
告ヲ議題ト爲シ伺レモ其審議ヲ進メラレントコトヲ望マス
○議長(大岡育造君) 御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(大岡育造君) 御異議ガ無ケレバ日程ハ變更セ
ラレテ、唯今擧ダラレタル各箇ノ法律案及委員ノ選舉ヲ議
題ト致シマス、北海道拓殖鐵道補助ニ關スル法律案ヲ議
題ト致シマス、政府提出アリマス床次鐵道院總裁

北海道拓殖鐵道補助ニ關スル法律案(政府提

出)
〔拍手越ル〕
○政府委員床次竹二郎君(北海道拓殖ニ就テ、鐵
道ノ敷設最モ大事ナ次第アリマス、襄ニ拓殖鐵道公債
利子支出ノ法律ヲ制定セラレマシテ、一般鐵道ノ建設計
畫以外ニ於テ、拓殖鐵道速成ノ計畫ヲ立て、今日進ミツ
シアル次第アリマスルガ、是ト共ニ地方鐵道ノ敷設ヲ獎
勵致シマスルコトガ拓殖ノ促進上、最モ必要ナル事ト考ヘ
マス、即チ大正四年度北海道拓殖費豫算ニ於テ、必要十
ルコトヲ認メマシテ、今回特ニ補助法ヲ制定シマシテ、補助
ノ基礎ヲ確立致シ、獎勵ノ趣旨ヲ徹底致サント云フ趣意
デ、此法案ヲ提出致シマシタル次第アリマスカ、特ニ茲ニ
議ノ上、御協賛アランコトヲ望マス
○議長(大岡育造君) 日程第二、右議案ノ審議ヲ付託ス
スペキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勳君 委員ノ數ヲ九名トシ、議長ニ於テ指名セラ
レンコトヲ望マス
○議長(大岡育造君) 御異議ハアリマセヌカ
「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」
○議長(大岡育造君) 御異議ガ無ケレバ岩崎君勳議ノ
如ク決シマス、醫師法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ
マス、床次内務大臣

醫師法中改正法律案(政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ依テ議院法第
九條ノ四 郡市區醫師會ハ道府縣醫師會ハ代理人トス
第九條ノ二 道府縣醫師會ハ道府縣ノ區域トス
第九條ノ三 前二條ニ掲タル會員ノ外郡市區醫師會
又ハ道府縣醫師會ハ會員ト爲ルコトヲ得ル者ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム
第九條ノ四 郡市區醫師會又ハ道府縣醫師會ハ勅令
ノ定ムル所ニ依リ會員ヨリ徵收スヘキ收入ニ關シテハ
民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第九條ノ五 前五條ヲ規定スルモノノ外郡市區醫師會
及道府縣醫師會ハ設立ノ手續、機關ノ組織、經費ノ
負擔、監督、會員ノ懲戒其ノ他必要ナル事項ニ關シテ
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條中「第一條第一號又ハ第三號ヲ「第二條各號ノ
一三「禁錮」ヲ「六年未滿ノ懲役若ハ禁錮」ニ「第二
條第三號ヲ「第一條第二號」ニ改ム
第十一條中「五百圓以下ノ罰金」ヲ「五百圓以下ノ罰
金又ハ十圓以上ノ科料」ニ改ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ノ適用ニ付テハ帝國大學醫科大學醫學科卒業シ

タル者ハ大學令ニ依ル大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者ト看做ス
本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ六年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス
本法施行ノ際現ニ存スル醫師會ハ本法施行ノ日ヨリ六月内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得
〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕
〔拍手起ル〕
○國務大臣、床次竹二郎君　此法案ハ前回本院ニ提出セラレテ而シテ可決ニナツタ法案デゴザイマス、其大體ヲ取りマシタモノニアリマシテ、即ニ醫師會ハ之ヲ設置スベシ、醫師會ハ法人トスル、大體右様ナ事事ニアリマシテ、貴族院ニ於キマシテ、第九條ノ三ノ所ニ於テ修正ヲ加ヘラレタノアリマスケレドモ、何等差支無イ箇候ニアリマスカラ、政府ハ之ニ同意致シタ次第ニアリマス、前ニ申上ゲル如ク、大體本院ニ於テ既ニ可決ニナツタ案デゴザイマスルデ、宜シク御賛成ヲ願ヒマス
○議長（大岡育造君）　右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
○議長（大岡育造君）　岩崎勳君
○岩崎勳君　本案ハ福井三郎君外七名提出、醫師法中改正法律案ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ニマス
○議長（大岡育造君）　御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシト呼フ者アリ」〕
○議長（大岡育造君）　御異議ガ無ケレバ動議ノ如ク決シマシタ——大正四年法律第十六號中改正法律案ノ第一讀會ノ續キヲ開キマス、委員長松浦五兵衛君
○議長（大岡育造君）　右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
〔拍手起ル〕
○松浦五兵衛君　大正四年法律第十六號ノ改正案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告申上ゲマス、本案ハ十六號ノ法律中「一千四百万圓」ヲ「五千四百万圓」ニ改ムト云フ、洵ニ簡單ナ文句ニアリマスガ、其内容ハ相當注意ヲ要スペキ事カアリマスカラ、委員會ハ三回ニ亘テ開會致シマシテ、種々質問應答、並ニ政府ノ説明ヲ受ケマシテ、其結果總ニ原案ヲ相當ナルモノトシテ、之ヲ是認スルコトニ決シマシタ、而シテ其委員會ニ於ケル質問應答中、内容ヲ明ニシタ點ニ就テ御報告申上ゲル必要ガアルト信ジマスガ、本案ハ大正三年ノ臨時事件費ノ論功行賞ニ使用スル公債ノ募集案デアリマシテ、曩ニ法律ニ依テ二千四百万圓ガ決定サレテ居リマスガ、其後西伯利出兵及海軍戰線ノ擴

モノアリマシテモ、其輸入シタ寶物ガマダ生阿片デアリマ

シタ場合ニハ——生ノ阿片デアリマシタ場合ニハ、之ハ刑法

ノ第十四章ニ在ル所ノ阿片煙ニ關スル罪ト云フモノニ依ッ

テ適用セラルベキモノデナイン、結局阿片法ノ支配ヲ受ケルヨ

リ外ニ致方ガナイト云フコトニナクタノデアリマス、サウ致シ

マスルト、此阿片法中ニ阿片ノ輸入ヲ爲ス者ノ制裁ヲ定メ

テ置カナイト云フト、遂ニ其者ガ法網ヲ濫コトニナルノデ

アリマス、元來阿片ノ輸入ト云フ事ハ、政府以外ニハ絶對

ニ許シテナイノデアリマス、ソレ故ニ此法律中ニ、何レノ所ニ

モ阿片ノ輸入ト云フ文字ハ無ノノデアリマスキレドモ此第

九條ニ其制裁ニ關シテ、是非之ヲ掲ゲテ置ク必要ヲ認メル

コトニナクタノデアリマス之ニ就テハ内務當局者ハ勿論司

法省ノ當局者ニモ出席ヲ請ヒマシテ、色ニ質疑致シマシタ

所ダ、政府委員ハ之ニ同意アリマスノミナラズ、進ンデ其

修正ヲ望マレタノデアリマス、此ニ於テ此修正ヲ加ヘルコト

ニナクタノデアリマス、次ニ第三ニアリマス、第三ハ第十二條

ノ五ノ次ニ第十二條ノ六ト云フノヲ設ケマシテ、其文章ハ

「第十二條ノ乃至第十二條ノ四ノ規定ハ第九條ノ犯罪ニ

付之ヲ適用セス」斯ウ云フ一項ヲ加ヘルコトニシタノデアリ

マス、是ハ極メテ簡單ナ理由アリマシテ、第九條ノ如キ重

キ體刑ヲ科スル者ニ對シテハ、行爲者其者ヲ罰スルノガ當

然デアリマス、行爲者ノ代理人デアルトガ、屋主デアルト云

フが如キ者ニ罪ヲ負ハシムルノハ甚ダ酷テアルト云フ考カ

ラシテ此修正ヲ加ヘタノデアリマス、是エ政府ハ同意アリ

マシテ、内務當局司法當局モ、進ンデ此修正ヲセラレン

コトヲ望マレタ次第アリマス、修正ニ對シマシテ、御案ハ

及理由ハ先づソレダケアリマスガ、之ヲ要スルニ此法案ハ

一面ニ於テハ片ノ輸入輸出ヲ首ト賣買授與ニ關スル所

ノ取締ヲ嚴重ニ致シマスル同時ニ、一面ニ於テハ、醫師

シテ、國際阿片會議ノ精神カラ考ヘテ見マシテモ亦是ハ相

當ナ事デアルト考ヘラレルノデアリマス、ソレニ就キマシテハ

我日本國パカリカスル法律ヲ制定致シマシテ、其取締ヲ嚴

ニ致シマシタ所ガ、世界各國ガ之順應シテ、其取締ヲ嚴

シテノ方策上、阿片ノ製劑ニ關シテモ、顧慮シナクテハナラヌ

度ノ完成ヲ圖リマスルニハ、是非トモ臺灣ニ於ケル阿片制

度ニモ論及シナクテハナラヌコトデアリマス、是ハ大分長イ

時間ニ夏リマシテ政府ニ質問致シマシタガ、餘り管々シクナ

リマスカラ、細カイ事ハ爰ニハ申上げナイ、唯、此事ニ對シマ

シテ、内務大臣ノ御答辯ニナクタ事ヲ申上げテ置ケバ、ソレ

デ適當デアルト思フノデアリマス、即チ内務大臣ハ此事ニ

關シテ委員會ニ於キマシテ、前段ノ目的ヲ達スルニハ、自然

臺灣ノ阿片制度ニ就テモ、改正致サホバナラナイ點ガアラ

ウト思フ、各省協議ノ上、適當ノ方法ヲ講ズル積リニナクテ

居ル、斯ウ云フ意味ノ御答辯ヲセラタノデアリマス、是テ此

大體ハ御了解ヲ願フコト、致シタイト思ヒマス、尙ホ最後

ニ言附加ヘテ置キタイト思ヒマスノハ、本法ガ實施サレマ

スル結果、醫師、藥劑師ノ如キ藥用阿片ヲ使用スル所ノ者

ガ、非常ニ迷惑ヲシハシナイカト云フコトハ、頗ル一面ニ於

テ憂ヘラレテ居ル所ノ事アリマス、之ヲ政府委員ニ質問

致シマシタ所ガ、決シテ斯ル困難十一年ハ致サナイ積リデアル

即チ細則ヲ發布スル場合ニモ、右ノ御心配ノ如キ事ヲ爲シ

テ、當業者ヲ苦メルヤウナコトハシナイヤウニ十分注意スル

考デアル、例ハ、其使用量ヲ帳簿ニ記載サセテ、其結果

未ガ寸毫デモ違テハナラナイト云フガ如キ、苛酷事ハ致

サナイ考デアルカラ、安心シテ宜シトイト云フ意味ノ答辯ヲサ

レタノデアリマス、何分未だ速記録ガ廻マテ居リマセヌノデ、

マス、唯今申述ヘタ事ハ、私ノ記憶ニ依リマシテ確實ナリト信ズ

ル點ニ依テ、要點ダケヲ御報告致シタ次第アリマス、故

ニ多少申落シタ所カアルカモ存ジマセバ、詳シイ事ハ追テ

速記録ガ廻リマセウカラ、ソレデ御覽ヲ願フコトニ致シマ

シテ、唯今ハ大要ノミニ申述ヘマシテ御報告致ス次第アリ

マス、ドウカ委員會ニ御報告ニ御賛成ヲ願ヒタイト思ヒマ

ス（拍手起立）

○議長（大岡育造君） 本案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ詰リ

マス

○議長（大岡育造君） 御異議アリマセヌカ——無ケレバ

二讀會ヲ開クニ異議ナシト呼フ者アリ

○議長（大岡育造君） 御異議アリマセヌカ

○議長（大岡育造君） 御異議無ケレバ 直チニ二讀會ヲ開

開キマス

阿片法中改正法律案（政府提出） 第一讀會（確定議）

第一讀會（確定議）

○議長（大岡育造君） 本案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ詰リ

マス

○議長（大岡育造君） 御異議アリマセヌカ

○議長（大岡育造君） 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長（大岡育造君） 御異議アリマセヌカ

○議長（大岡育造君） 御異議無ケレバ 直チニ二讀會ヲ開

開キマス

午後五時四十八分散會

衆議院議事速記録第二十四號正誤

正

誤

機會

正

機會

二

事實

正

事實

二

明證確乎

正

明證

較著

正

十六篇

正

十六篇

正

管長

正